

別記様式

- • • 市有財産購入申請書（別記様式1）
- • • 宣誓書（別記様式2）
- • • 資格審査用南丹市税の納税証明願・納税証明書（別記様式3）
- • • 契約保証金返還請求書（別記様式4）
- • • 不動産売買契約書（別記様式5）

(別記様式1)

市有財産購入申請書

南丹市長 西村 良平 様

下記市有財産を購入したいので、実施要領等を熟知の上、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

申請者	住所(所在地) 〒 -
	電話番号 (-)・FAX番号 (-)
	ふりがな
氏名(法人名及び代表者名)	※共有の場合のみ記入 持分 分の

※以下は、共有名義で申込みをする場合のみ記入してください。

共有名義で申請される場合、申請者の欄に代表して入札手続きを行う方を記入し、共有者の欄に申請者以外の共有者を記入してください。

共有者	住所(所在地) 〒 -
	電話番号 (-)・FAX番号 (-)
	ふりがな
氏名(法人名及び代表者名)	持分 分の

共有者	住所(所在地) 〒 -
	電話番号 (-)・FAX番号 (-)
	ふりがな
氏名(法人名及び代表者名)	持分 分の

入札に付する市有地

物件番号	物件の所在地	種別	売払価格
美樫1号	京都府南丹市美山町 樫原	土地及び建物	

受付番号	受付印

(別記様式2)

宣 誓 書

私は、南丹市が実施する随意契約物件の売払い申請をするにあたり、次の事項を宣誓します。

1. 実施要領に記載されている申請のできない者に該当しません。
2. 申請に際し、実施要領、南丹市市有土地の処分に関する規則、南丹市契約規則、物件調書、不動産売買契約書、物件の法令上の規制等をすべて承知の上で参加します。
3. 購入した物件の活用にあたっては、法令等を遵守します。

令和 年 月 日

南丹市長 西村 良平 様

申込者 住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

⑩

【共有名義の場合】 共有者 住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

⑩

共有者 住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

⑩

(別記様式3)

No.	
資格審査用 南丹市税の納税証明願	
使用目的	南丹市市有地等売払い資格審査申請のため
証明事項	証明日現在において市税の滞納がないこと
<p>上記の事項について証明願います。なお個人事業主にあつては代表者個人についても併せて証明願います。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>南丹市長 様</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称</p> <p>(代表者氏名) 印</p> <p>(個人事業主の方)</p> <p>住所</p> <p>(上記所在地と異なる場合)</p> <p>生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日</p>	

資格審査用 南丹市税の納税証明書	
使用目的	南丹市市有地等売払い資格審査申請のため
証明事項	証明日現在において市税の滞納がないこと
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">南丹市長 西村 良平 印</p>	

※請求者（窓口に来られる方）の本人確認ができるものをご持参ください（運転免許証 等）

※個人の方は、本人・同一世帯の方以外が請求される場合は委任状（任意様式可）が必要です。

※納税証明書の交付請求日の直近2週間程の間に納めた場合は、納付済みの確認ができない場合がありますので、必ず納めた領収書等（写し可）を証明交付窓口へお持ちください。

※請求者（窓口に来られる方）がご本人・同一世帯の方以外の場合、下記記入の上証明書発行窓口にご提出ください。

委任状（納税証明用）

代理人（窓口に来られる方）

住 所

氏 名

生年月日（明・大・昭・平） 年 月 日

※窓口に来られる方の本人確認ができるものをご持参ください（運転免許証 等）

私は、上記の者を代理人とし、南丹市市有地等売払い資格審査申請に係る南丹市税納税証明書の取得に関する権限を委任します。

委任者

住 所

氏 名

印

生年月日（明・大・昭・平） 年 月 日

電話番号

(別記様式4)

契約保証金返還請求書

令和 年 月 日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市が実施される下記の丹市市有地等売払いに係る契約保証金について、返還事由が生じたので、私が指定する下記の口座に振込みにより返還していただきますよう請求します。

請求金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	老	
										円

※金額はアラビア数字 (0,1,2,3, ...) にて記入し、金額の最初には必ず「¥」を記入してください。

ただし、南丹市市有地等売払いに係る契約保証金の返還として

物件番号： _____ 号物件

物件所在地： 京都府南丹市美山町

返還事由：

請求者

住所 (所在地)

氏名 (法人名及び代表者名)

⑩

下記の口座に振込んでください。

金融機関	(金融機関名)		(支店名)	
	銀行	本店	信用金庫	支店
			信用組合	出張所
			農協	
口座番号	普通			
	当座			
口座名義	(ふりがな)			

(別記様式5)



不動産売買契約書

売渡人 南丹市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により不動産売買契約書を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、次の掲げる不動産（以下「本物件」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在 京都府南丹市○○○○○○○
地番 ○○番△
地目 ○○○○
地積 ○○○○平方メートル

2 本物件の形状は、引き渡し日における現状有姿とする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金○○○○○○○○円とする。

(契約保証金)

第4条 甲及び乙は、本契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として、金○○○○○○円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が第5条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 乙が売買代金全額を甲に即納する場合にあっては、契約保証金の納付を要さないものとする。

5 前項に該当する場合にあっては、第1項から第3項の適用を除外するものとする。

6 第1項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(売買代金の納付)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金として支払った金○○○○○○円を除いた金○○○○○○円を、甲が発行する納入通知書により、契約締結日の翌日から30日以内（南丹市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）による休日を除く。）に甲に支払うものとする。

(所有権の移転)

第6条 本物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時点をもって移転するものとし、同日をもって乙に引き渡したものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 本物件の所有権移転登記は、甲が囑託するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(引渡し前の滅失・損傷)

第8条 土地の引渡し前に、天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由によって土地が滅失し、甲がこれを引渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができるものとする。

2 土地の引渡し前に、前項の事由によって土地が損傷したときは、甲は土地を修補して乙に引渡すものとする。この場合、甲の誠実な修復行為によって引渡し期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできないものとする。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとする。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は受領済の金員を無利息で遅滞なく乙に返還するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 引渡された土地が、種類又は品質において、この契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるとき、乙は、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条に規定する消費者である場合にあっては、契約不適合によって、この契約の目的を達することができないときは、土地の引渡しの日より2年間に限り、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約解除の請求をすることができる。

(用途の制限)

第10条 乙は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供し、又は供させてはならない。

2 乙は、前項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙からすでに受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 14 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第 15 条 乙は、本物件に係る法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、本物件を利用するにあたっては、当該法令を遵守するものとする。

(直轄裁判所)

第 16 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を直轄する地方裁判所を直轄裁判所とする。

(その他)

第 17 条 府道綾部宮島線から本物件までの土地については、所有は甲に属するものであるが、その維持管理は、乙の負担と責任において行うものとする。

(疑義の決定等)

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府南丹市園部町小桜町 4 7 番地

南丹市長 西村 良平

乙